

閱 覧 設 計 書

工 事 名	道路メンテナンス事業 市道北原線宇都橋橋梁修繕工事
工 事 場 所	日置市日吉町日置地内
工 期	令和8年 3月17日限り

【留意事項】

- 1) 設計積算等の質問については書面に限ります。
- 2) 質問書は**財政管財課**に提出してください。
- 3) 質問の回答は、かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの入札情報サービスに掲載します。

担当課	日吉支所 産業建設課
-----	------------



日 置 市

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名 道路メンテナンス事業 市道北原線宇都橋橋梁修繕工事
- (2) 工事場所 日置市日吉町日置地内
- (3) 電子納品コード 2025010846007

第2条 この工事は、契約図書ならびに次の各項の定めによるほか、その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、「工事打合簿」により監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（令和7年3月鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（令和7年4月鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（令和7年3月鹿児島県土木部制定）
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) その他関係要綱、指針、示方書等

（契約数量）

第3条 この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

（契約保証）

第4条 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。

（前払金）

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額100万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提

出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が 100 万円以上の場合、2 回まで（既に前払いがなされているときは1 回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(法定外の労災保険の付保)

第7条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
また、工事請負契約書第 58 条に基づき、その証券等を提示すること。

(技術者)

第8条 受注者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第9条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

(配置技術者等の途中交代)

第10条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合
- 2 前項のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第11条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第 10 条第 3 項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第 20 条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行

うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

(現場代理人の兼任)

第12条 現場代理人の兼任について

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次に掲げる事項の(1)から(5)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は、工事現場の兼任を認めるものとする。また、主たる工種が区画線工の場合は、

(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。 ※設計変更により、兼任する工事の請負金額が4,500万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）。その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続を行うこと。

- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。

- (3) 兼任する工事は、日置市発注又はその他発注者の工事で工事現場が日置市内にあるものであること。

- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。

- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

- 2 手続 現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

- 3 受注者に対する措置請求 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合は、建設工事請負契約書12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第2章 危機管理及び安全管理

(危機事象)

第13条 土木工事等において危機事象が発生し、又は発生する恐れがある場合、日置市産業建設部の緊急連絡先は次のとおりとする。

なお、危機事象に対する危機管理体制として、施工計画書に記載すること。

(1) 勤務時間外・休日 緊急連絡先

建設事故発生時連絡先：日置市役所 日吉支所 産業建設課

電話番号：099-292-2114

(2) 想定する危機事象

ア 土木工事等に起因する

(ア) 工事関係者又は工事関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故

(イ) 工事関係者以外の第三者の資産に著しい損害を与えた事故

イ 工事関係者以外の第三者に起因する

(ア) 工事関係者の死亡あるいは負傷した事故

ウ 工事区域においてア、イ以外の要素が起因する

(ア) 工事関係者及び周辺住民の生命を脅かすおそれのある事故

(長期休暇期間の連絡体制等)

第14条 工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。

また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第15条 日置市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

(過積載等の防止)

第16条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

(1) 工事用資機材等の積載超過がないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。

(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。

(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。

(7) (1)から(6)について、下請契約における受注者を指導すること。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策)

第 17 条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記 1～3 の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町，旧知覧町），

H 1 4：指宿市（旧山川町），屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町），日置市（旧吹上町），枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市，南さつま市

H 2 5：霧島市，阿久根市

H 2 6：鹿屋市，始良市

H 2 9：長島町

R 0 3：西之表市，中種子町，錦江町

R 0 4：肝付町，薩摩川内市，いちき串木野市，南大隅町

R 0 6：大崎町

第3章 工事の施工方法

「該当なし」

第4章 施工条件の明示

(工事の施工)

第18条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は施工計画書の作成及び工事の施工時においては、十分留意するものとする。なお、施工条件に変更が生じ、必要と判断される場合は契約変更の対象とする。また、工事実施中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

- (1) 工事箇所から区域外へ土砂流出が発生しないよう対策を講じること。なお土砂流出防止対策に関する費用は計上していないので、原則現場管理費で対応するが特別対策を講じる場合は監督職員へ協議すること。
- (2) 近年吹上地域においてヤンバルトサカヤスデの棲息を確認している箇所がある。蔓延防止のため土壌や植物、コンクリート製品等の搬出入の際はヤンバルトサカヤスデの有無を確認すること。
- (1) 工程関係 工期については令和8年3月17日迄とする。
- (2) 用地関係 記載事項なし
- (3) 公害対策関係 周辺地域は住宅地であるため騒音、振動対策を講じること。
- (4) 安全関係 記載事項なし
- (5) 工事用道路関係 記載事項なし
- (6) 仮設備関係 記載事項なし
- (7) 建設副産物関係 記載事項なし
- (8) 工事支障物件 記載事項なし
- (9) その他
 - ・着手前に地元自治会や土地改良区等へ工事内容の周知・徹底に努めること。
 - ・着工前測量は変化点等不足する断面があれば測量を行い、横断図及び展開図等を事前に提出すること。また、出来高による変更は行わない。
 - ・工事区域周辺(宅地、田畑、沢等)からの流入水の状況について、雨天時の確認を行うと共に、地元住民への聞き取り等を行い、排水計画の見直しが必要と思われる場合は監督職員に報告すること。

第1節 工事全般

第19条 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」について

本工事で想定している1日あたりの作業時間は、8時～17時までの9時間のうち休憩時間1時間除いた8時間であり、当初設計では、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象としていない。

ただし、土木工事標準積算基準書(共通編)第8章に示された(1)時間的制約条件1)～4)に該当する現場で、所管警察署等交通管理者からの道路使用許可条件やその他やむを得ない理由により、作業時間が7.5時間/日以下となる場合には、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象となるので、受発注者間で設計変更協議を行うこと。

「週休2日（現場閉所型）」試行工事）

第20条 本工事は、「週休2日（現場閉所型）」試行工事（発注者指定型）の対象である。また、週休2日の種別については「週休2日（現場閉所型）」の完全週休2日（週単位の週休2日）を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、監督職員と協議し、「週休2日（現場閉所型）」の月単位の週休2日、通期の週休2日、または「週休2日（交替制）」とすることができる。

「週休2日（交替制）」の完全週休2日として発注した場合において、現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日（交替制）」の月単位の週休2日、もしくは通期の週休2日とすることができる。

なお、「週休2日（現場閉所型）」の完全週休2日として発注した場合において、受注者が「週休2日（交替制）」を希望するときは、受発注者間で協議し変更することができるものとする。

2 試行に当たっては、以下に基づき行うものとする。

(1) 「週休2日工事」とは、週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう。

(2) 週休2日（現場閉所型）工事

1) 週休2日

① 完全週休2日（週単位の週休2日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。また、夜間工事の場合、週7回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という）が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

- ・ 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- ・ 工場製作のみを実施している期間
- ・ 工事の全部を一時中止している期間
- ・ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 「現場閉所率」とは、以下の方法で算出する。

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休2日（交替制）工事

1) 週休2日

① 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

2) 「対象期間」とは、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

- ・夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事の全部を一時中止している期間
- ・発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 「休日」とは、対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

4) 「休日率」とは、以下の方法で算出する。

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

5) 「平均休日率」とは、以下の方法で算出する。

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(4) 実施手続き

1) 受注者は、施工計画書提出時に、週休2日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表（一般土木工事）【完全週休2日】（別紙1参照）」を発注者に提出する。

月単位の週休2日工事に取り組む場合、「休日取得計画実績表（一般土木工事）【月単位・通期】（別紙2参照）」を再提出すること。

週休2日（交替制）工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の、週休2日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

2) 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事看板等に掲示する。

3) 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

4) 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の提示を求められた際には提示する。

(5) 発注者は、現場閉所型の完全週休2日を達成した場合の補正係数、または交替制の完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所、もしくは平均休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たない場合は、月単位の4週8休の補正係数に変更し、月単位の4週8休に満たないものについては、月単位の補正係数を除した変更を行うものとする。また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表1、2に示す補正係数を乗じるものとする。

①週休２日（現場閉所型）工事

完全週休２日

【労務費】 １．０２

【共通仮設費率】 １．０２

【現場管理費率】 １．０３

月単位の週休２日（４週８休以上）

【労務費】 １．０２

【共通仮設費率】 １．０１

【現場管理費率】 １．０２

②週休２日（交替制）工事

完全週休２日

【労務費】 １．０２

【現場管理費率】 １．０３

月単位の週休２日（４週８休以上）

【労務費】 １．０２

【現場管理費率】 １．０２

(6) 「週休２日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- ・発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- ・発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- ・施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- ・資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- ・受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的取り組み、完全週休２日が可能な環境づくりを推進すること。
- ・発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

第 21 条 本工事は、「三者技術調整会実施要領」に基づく「三者技術調整会」の開催は予定していないが、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。

第 2 節 工程関係

（路上工事縮減期間）

第 22 条 下記の期間（予定）は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」により、緊急対応等やむを得ない工事及び一時的な通行規制解除が困難な工事を除き、原則として路上工事（既に供用中の道路上で行われる、道路管理者及び占用企業者が行う通行規制を伴う工事）を中止することとする。

なお、工事中止期間については、予定であるため、詳細な日程が決まり次第、受注者に通知するものとする。

第 3 節 用地関係

「該当なし」

第 4 節 公害関係

「該当なし」

第5節 安全対策

「該当なし」

第6節 工事用道路

「該当なし」

第7節 仮設備関係

「該当なし」

(再生資材の利用)

第25条 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生密粒度アスコン	最大粒径 13mm	

なお、使用に際しては、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

第8節 支障物件等

「該当なし」

第9節 薬液注入関係

「該当なし」

第10節 その他

「該当なし」

第5章 提出書類

(各種様式及び要領等)

第23条 本特記仕様書内の各種様式及び実施要領等について、詳細を記載していないものは、鹿児島県ホームページから取得できる。

(工事カルテ作成、登録)

第24条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内(土、日、祝日等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内(土、日、祝日等を除く)に、完成時は工事完成後10日以内(土、日、祝日等を除く)に(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(工事完成図書及び写真管理)

第25条 工事完成図書の作成については、極力両面コピー、縮小を行い資源の縮減に努め、

不要なものは添付しないこと。

第 26 条 写真管理について、デジタルカメラ等を使用する場合は有効画素数 80 万画素以上、プリンターについては、フルカラー 300 dpi (ppi) 以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとし、監督職員の承認を必要とする。

なお、使用機種を保有していないこと等により写真媒体による写真管理ができない場合は、監督職員と協議し現行のカラーフィルム写真に変更できるものとする。

(電子納品)

第 27 条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和 7 年 3 月）：（以下、「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム＞ 事業者の方々＞ 社会基盤＞ 公共事業＞ 技術管理・検査＞ CALS/EC ＞
鹿児島県の電子納品について

2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で成果品を提出する場合、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出する。また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は正本 1 部とする。電子納品レベル、納品方法及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(平面線形・縦断線形の両方あるいはいずれかを設計・変更する道路設計業務の場合)

3 道路中心線形データは、「道路中心線形データ交換標準(案)基本道路中心線形編(平成 25 年 1 月)」に基づいて作成し、電子データで提出する。電子納品の運用は、「道路中心線形データ交換標準に係わる電子納品運用ガイドライン(平成 28 年 3 月)」によるものとする。

(工事履行報告書)

第 28 条 毎月 25 日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真（全景又は代表部分）を監督職員へ提出すること。

(安全・訓練等の実施状況報告書)

第 29 条 土木工事共通仕様書（第 1 編 1-1-1-26 第 8 項）に基づく定期安全研修・訓練等の実施状況について、「安全・訓練等の実施状況報告書」に記録するとともに、その実施状況写真を添付し、工事完成図書に含めて監督職員へ提出すること。

(施工体制台帳の作成等)

第 30 条 本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。

また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

(施工体系図の作成等)

第 31 条 本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関

係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。

また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

（市内建設業者の優先使用）

第 32 条 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、本市内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

（市又は県産資材の優先使用）

第 33 条 工事に使用する資材については、市内又は県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「地元産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、地元産資材以外の資材等についても、市内又は県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

（再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書）

第 34 条 土木工事共通仕様書（第 1 編 1-1-1-18 第 6 項）に基づき提出する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」については、電子データも併せて提出すること。

（再生資源利用計画）

第 35 条 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出)

第 36 条 本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E 票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表）を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E 票が処分業者より返送されていない場合は、A 票、B 2 票及び D 票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E 票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。